

令和 8 年度えひめ農林水産業魅力発信事業（次世代人材掘り起こし事業） 就業体験会委託業務 仕様書

1 件名

令和 8 年度えひめ農林水産業魅力発信事業（次世代人材掘り起こし事業）
就業体験会委託業務

2 業務目的

愛媛県への就農希望者を対象に、現役農業者による指導のもと、現場での農業体験や直接対話の機会を設ける。これにより、農業の魅力や現場のリアルな現状を理解し、より具体的な就農イメージを描くための機会を創出することで、新規就農者の確保に繋げる。

3 事業期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務概要

(1) ディレクション業務

基本的な業務内容

- ・事業目的を達成するための全体計画を策定すること。なお、具体的な事業計画については、企画提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」として決定するものとする。
- ・策定した全体計画に基づき、事業及び各種業務において進捗管理すべき全体の数値目標（KPI）を 1 つ設定し、達成できるよう他事例を参照した数的根拠を示し企画提案書に記載すること。
- ・全体計画に基づき、業務をディレクションすること。
- ・目標 KPI で示した各数値を達成した場合であっても、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
- ・その他、事業の成果を分析するために有効な指標で、別途提案するものがあれば、その効果検証のスキームや目標 KPI を提案書に記載すること。

(2) 農業体験支援ツアー開催業務

①実施内容・参加者

ア 農業体験ツアーの開催

県内農業の紹介、収穫等農作業体験、スマート農業体験などの実施

◇時 期 9～10 月頃

◇参加者 農業高校学生、県内大学生、就農希望者等

◇内 容 募集人数 10 名、県内貸切りバスで移動

農業法人の業務紹介、農作業体験、農業者との交流

イ 就農希望者産地ツアーの開催

県内外の就農希望者を対象とし、県内優良産地の訪問や JA 等の研修施設、農業体験、就業・研修制度説明等の実施

◇時 期 10～11 月頃（1 泊 2 日）

◇参加者 就農希望者

◇内 容 募集人数 5 名、1 泊 2 日（交通費・宿泊費・食事県負担）、貸切りバス移動・貸切りバス移動

- ・行程（例）を参考に、県担当者と協議の上、行程を作成すること。

○行程(例)

1日目	松山空港 JR 松山駅	バス 移動	JA えひめ中央研修農場 見学 かんきつ園地農作業体験	バス 移動	えひめ愛顔の農林水産 人や関係者による就業 に向けた制度説明	交流会	松山 市泊
2日目		バス 移動	八幡浜市着 かんきつ農業法人訪問 地元若手農業者との交流	バス 移動	就農相談	JR 松山駅 松山空港	

- ・日程は受託後、県と相談の上決定。
- ・参加者への案内等のとりまとめは受託者が行うこと。
- ・参加者の選定は県と協議して実施すること。

②場所

- ・視察、研修場所については受託後、県と相談の上決定。

③アンケートの実施

- ・各ツアー参加者へのアンケートを実施（開催前・開催後）し、その結果をとりまとめ提出すること。
- ・アンケートの項目は県と協議すること。

④留意事項

- ・見積にはツアー開催に必要な経費すべてを含む事。（事前準備、運営、参加者への告知、案内、アンケート含む。）

5 企画提案書の内容

上記の企画・運営に係る提案内容として以下の事項を明記すること。

(1) 事業実施内容やスケジュールなどの具体的な提案と考え方

- ①本県での就農を希望する者を対象に、就業意欲を高めるため、農業体験支援に関するツアーを企画・実施すること。
- ②提案する視察先は、県内の果樹や野菜等の主要な産地とし、「えひめ愛顔の農林水産人」が活動する市町やほ場とすること。
- ③参加者の効果的な募集方法について提案すること。

(2) 業務の実施体制、スタッフの配置等の考え方

再委託を想定している場合は、再委託先も含め活動体制表等の詳細を記載すること。

6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の禁止

本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りではない。

8 成果物の帰属及び著作権

- (1) 受託者が本事業で制作した成果物のすべての著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。
- (2) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果物にかかる著作権人格権を行使できないものとする。
- (3) 第三者の知的財産権を侵害してはならないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

9 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県への了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 留意事項

- (1) 企画提案書はできるだけ具体的に、わかりやすく記載すること（専門用語などは必要に応じて注釈を付すこと）。
- (2) 受託者は、本事業を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営をすること。
- (3) 受託者は、本事業を実施するに当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに農政課農地・担い手対策室に連絡すること。
- (4) 作成したデータ及び使用した写真等は愛媛県に提出すること。
- (5) 本事業に係る苦情、第三者からの異議申し立て、紛争の提起等については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (6) 事業の実施にあたっては、愛媛県と十分協議を重ねながら実施すること。
- (7) 受託者は、別記2「愛媛県情報セキュリティポリシー及び愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドライン等」を遵守すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。